

LP協会給与サポート制度

[旧称：休業補償制度]

(団体所得補償保険)

保険期間

平成24年10月1日午後4時～平成25年10月1日午後4時まで
(中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成25年10月1日午後4時までとなります。)

申込締切日

平成24年9月7日(金)

もし、病気やケガで仕事ができなくなったら…

団体割引

10%

地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償

あなたに代わって「給与の一部」を補償します。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

*現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、申込締切日までにご加入者の方から特段のお申し出または保険会社からの連絡がないかぎり、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団までご連絡ください。

なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認ください。記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いします。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、取扱代理店 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

一般社団法人 全国LPガス協会
各都道府県LPガス協会

LP協会給与サポート制度のポイント

Point 1

病気やケガで就業不能となった場合に、あなたの所得を補償します。

就業中・就業外にかかわらず、保険期間中に日本の国内外において病気またはケガによって就業不能となり、その期間が支払対象外期間7日を超えた場合に、就業不能期間1か月につき、給与サポート保険金月額を1年間を限度としてお支払いします。保険金のお支払いは、初年度加入（または通算支払い限度期間に関する特約をセット後）および継続加入の保険期間を通算して1000日が限度となります。
※支払対象外期間（保険金をお支払いしない期間）の7日間は、保険金お支払いの対象になりません。詳しくは代理店または引受保険会社にお問い合わせください。



Point 2

団体割引10%が適用されています。

団体契約なので、一般でご加入されるより保険料が10%割安です。
※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率に変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
詳細につきましては代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



Point 3

ご加入の際、医師の診査はありません。

別紙の加入依頼書にあなたの健康状態を正しくご記入くださればOKです。
※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。



Point 4

入院はもちろん、医師の指示による自宅療養もサポート。

治療のために入院していること、または入院以外で医師の指示による自宅療養により、全く働けない場合に保険金をお支払いします。



Point 5

天災によるケガも補償します。(天災危険補償特約)

天災危険補償特約により、地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能の場合も補償の対象となります。



※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

制度改定のご案内

本年度の契約より、以下の商品改定を行なっております。ご確認いただきますよう宜しくお願いします。

1. 無事故戻し制度を廃止し、加入時の保険料をお安くしました。
2. 補償金額の設定を、保険料1口あたり500円で設定する方式から補償金額1万円を1口として設定する方式としました。

ご加入方法

- 「LP協会給与サポート制度加入依頼書 兼 口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印願います。
- 保険料の口座引き去り日は毎月**12日**となります。
- 保険料口座振替不能の場合の取扱い
(1) 保険料の口座振替が不能のときは、次の振替月に2か月分の口座振替（併徴振替）をします。
(2) 上記(1)の振替ができなかったときは、その加入者の契約は振替できなかった最初の振替月に遡って失効となります。

ご加入いただける方（被保険者:保険の対象となる方）の範囲

- 各都道府県LPガス協会の会員事業所の事業主・役員および従業員の皆さまで、収入のある満15歳から満69歳までの方がご加入できます。（ただし、健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。詳しくは加入依頼書をご参照ください。）

職種級別について

職種に応じて保険料の設定が異なります。ご不明の点や下記に記載がない職種の場合は引受保険会社にお問い合わせください。

- 1級** **経営管理のみを行なっている方、事務職の方**
※事業主・役員および従業員の方でLPガス容器の配送、調査点検等を行わない方は1級となります。
- 2級** **LPガス販売に従事されている方**
※事業主・役員の方でLPガス容器の配送、調査点検等を行う方は2級となります。

月額保険料と1口あたりのご契約金額（補償額）

1口あたり月額補償**1万円**です。1口の整数倍にてお申し込みください。
補償月額下記「補償額の設定」についてをご覧ください。（月額補償99万円が限度）

- 保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合は中途加入日時点）の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

■ 職種級別1級の場合

満年齢	1口 保険料	1口 月額補償額	月額補償 20万円 の場合		
			口数	保険料	月額補償額
15歳～19歳	49円	1万円	20口	980円	20万円
20歳～24歳	71円		20口	1,420円	
25歳～29歳	80円		20口	1,600円	
30歳～34歳	99円		20口	1,980円	
35歳～39歳	124円		20口	2,480円	
40歳～44歳	154円		20口	3,080円	
45歳～49歳	184円		20口	3,680円	
50歳～54歳	214円		20口	4,280円	
55歳～59歳	228円		20口	4,560円	
60歳～64歳	240円		20口	4,800円	
65歳～69歳	360円		20口	7,200円	

■ 職種級別2級の場合

満年齢	1口 保険料	1口 月額補償額	月額補償 20万円 の場合		
			口数	保険料	月額補償額
15歳～19歳	57円	1万円	20口	1,140円	20万円
20歳～24歳	82円		20口	1,640円	
25歳～29歳	92円		20口	1,840円	
30歳～34歳	114円		20口	2,280円	
35歳～39歳	142円		20口	2,840円	
40歳～44歳	177円		20口	3,540円	
45歳～49歳	212円		20口	4,240円	
50歳～54歳	246円		20口	4,920円	
55歳～59歳	263円		20口	5,260円	
60歳～64歳	277円		20口	5,540円	
65歳～69歳	415円		20口	8,300円	

保険期間1年間、対象期間1年間、団体割引10%、支払対象外期間7日、天災危険補償特約

保険料の例

月額補償額（必要な口数） 1口あたりの保険料 月額保険料

□	×	円	=	円
---	---	---	---	---

（例）職種別2級・55歳の方の場合、必要な月額補償が30万円の場合の月額保険料

30 □	×	263 円	=	7,890 円
------	---	-------	---	---------

<注意> 補償額の設定について

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。

また、他の保険契約等（※）にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

（※）「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- ご契約された保険金月額が過大で事故直前12か月の平均月間所得よりも高い時は平均月間所得額を限度として保険金をお支払いしますのでご注意ください。
- ※所得とは、加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出される金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
- 制度維持費として、別途毎月74円引き落としさせていただきます。
- 平成24年1月より生命保険料控除制度が改正されました。本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（平成24年5月現在）
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
- 次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

制度のしくみと保険金のお支払い例

Aさん 50歳 男性 (職業:一般事務従事者)

職業級別1級 30口加入
(支払対象外期間:7日間、対象期間:1年) (補償月額30.0万円*1)

月額保険料 6,420円

心筋梗塞で3か月と7日入院、その後1か月と15日間自宅療養*2



保険金
総額

入院 3か月 ▶ 月額 30.0万円 × 3ヶ月 = 90万円

1か月 ▶ 月額 30.0万円 × 1ヶ月 = 30万円

自宅療養 と 15日 ▶ 30.0万円 × $\frac{15日}{30日}$ *3 = 15万円 (端日数)

90万円 + 30万円 + 15万円 = 総支払額 135万円

*1 1口あたりの月額補償額10,000円×30口=300,000円

*2 医師の指示による自宅療養を受けていることによって、全く働けない場合をいいます。

*3 1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

上記は、弊社が作成した架空のお支払い例です。過去に実際に発生したものではありません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：一般社団法人全国LPガス協会

■保険期間：平成24年10月1日午後4時より平成25年10月1日午後4時まで1年間となります。

■申込締切日：平成24年9月7日(金)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：各都道府県LPガス協会の会員事業所の事業主・役員および従業員

●被保険者：事業主・役員および従業員を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、満15歳以上満69歳以下で有職の方(継続加入の場合は満69歳以下の方)にかぎります。)

●お支払方法：平成24年12月12日よりご指定の口座から毎月引き落とします。(12回払)

●お手続き方法：添付の加入依頼書・被保険者健康告知書に必要事項をご記入のうえ、各都道府県LPガス協会へご提出してください。既加入者については、前年と同一条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。

継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成25年10月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月よりご指定の口座から毎月引き落とします。

●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店にご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

所得補償保険(基本補償)(*)

お支払いする 保険金	<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>
お支払いする 保険金の主な内容	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)} (\times 1) \times \text{保険金をお支払いする期間(就業不能期間)} (\times 2) \text{の月数} (\times 3)$ </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{保険金をお支払いする期間(就業不能期間)} (\times 2) = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 保険金をお支払いする期間(就業不能期間)が1か月に満たない場合または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が発生した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 保険金のお支払いは、初年度加入(または通算支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>
お支払い できない主な 場合	<ul style="list-style-type: none"> • 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの • 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 • 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑧ 精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨ 妊娠または出産を原因とした就業不能 (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(*) 他の保険契約等をご契約の場合は、この保険契約で設定できる保険金額を制限することがあります。この場合において、他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。

その他ご注意いただくこと

● 特定疾病等対象外特約について

- 告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。
- 特定疾病等対象外特約をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として特定疾病等対象外特約がセットされます。
- ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から特定疾病等対象外特約を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、特定疾病等対象外特約を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。(削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病(群)が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状・障害一覧表」のF群(腰・脊椎の病気)やI欄記載の疾病が補償対象外となっている場合 など
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 基本補償の保険金額の設定について

- ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。
- また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※) 「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>

この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害の状態
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)から1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害の状態等について損保ジャパンに告知していた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)から1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)から1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
①特別な条件を付けずにお引き受けします。
②特別な条件付きでお引き受けします(「特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付き(特定疾病等対象外特約セット)」でお引き受けします)。
③今回はお引き受けできません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害の状態等について告知していただく必要があります。この場合において、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご

契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合 など

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。
 お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成24年10月1日午後4時に始まります。
 ＊中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセレクトした日をいいます。(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(特定疾病対象外特約セット)でのお引受けの場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病(群)については、全保険期間補償対象外となります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および 保険金請求権者が確認 できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、 委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因 および事故状況等が確認 できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告 書、事故証明書、メーカーや修理業者 等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、損害の額、 損害の程度および損害の 範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾 病に関する事故、他人の身体の 障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書 (写)、診断書、診療報酬明細書、 入院通院申告書、治療費領収書、 診察券(写)、運転免許証(写)、 レントゲン(写)、所得を証明する 書類、休業損害証明書、源泉徴 収票、災害補償規定、補償金受 領書 など ②他人の財物の損壊に関する 賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面 (写)、被害品明細書
④	公の機関や関係先等への 調査のために必要な書類	同意書
⑤	被保険者が損害賠償責 任を負担することが確認 できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調 書(写)、和解調書(写)、相手の方 からの領収書、承諾書
⑥	損保ジャパンが支払うべ き保険金の額を算出する ための書類	他の保険契約等の保険金支払内 容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2)身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガを被った場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金をご請求いただくうえで、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けていることが必要となります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入のお引受けをお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は損害保険会社2社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損保ジャパンは幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
株式会社損害保険ジャパン(幹事)	50.0%
東京海上日動火災保険株式会社	50.0%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン 営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先(ご相談・ご意見・事故時のご連絡窓口)

<取扱代理店>

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団
〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル
TEL.03-3593-8071 FAX.03-3593-8074

<都道府県協会のご案内>

[東日本地区]
北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、栃木、茨城、千葉、埼玉、群馬、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡、愛知、三重、岐阜、富山、石川

<引受保険会社>

[東日本地区幹事]
株式会社損害保険ジャパン
営業開発第一部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-4037

FAX.03-3349-4183

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

事故サポートデスク

事故が起こった場合はただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートデスクへご連絡ください。

(フリーダイヤル) **0120-727-110**

受付時間:平日/午前5時から翌日午前9時まで
土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(ナビダイヤル) **0570-022808**

受付時間:平日午前9時15分から午後5時
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

(SJ12-01389, 作成日2012/05/17)